

マスクをしているのが最もつらい時期となりましたが、体調管理に気をつけて暑い夏を乗り切りましょう。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>
令和 4 年 8 月 2 日
代表社員 大嶋 幸児

○8月2日インボイスセミナー終了！

以前よりご案内していた弊社主催の消費税インボイスセミナーが 8 月 2 日に終了いたしました。会場にてご参加くださった皆様ありがとうございました。また動画配信をご希望された皆様には準備が出来次第ご案内いたします。申し込みをされなかった方で「やっぱり動画を見たい。」という方がいらっしゃれば弊社までご連絡下さい。

○電子取引の保存義務に注意

電子帳簿保存法が改正され、令和 4 年 1 月からインターネット等で物品等を購入した場合の電子取引情報は紙での保存が認められなくなり、電子保存が義務付けられています。

この制度は、世間への周知が進まなかったことから、適用には 2 年間の猶予が与えられました。これにより面倒なことが先送りされホッとされた方もいるかと思いますがちょっと注意が必要です。

令和 4 年度税制改正大綱では、2 年間の猶予が認められる条件として、電子保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認められる場合となっております。Web 上で閲覧できる請求書や領収書について「日付」「金額」「取引先」をファイル名にして保存するのが最も簡単な対応方法といえますが、これができないやむを得ない事情というのはどういったケースでしょうか？合理的に説明できそうなケースは浮かんでこないことを考えると、電子ファイルの保存はしておいた方がよさそうです。

なお、国税庁では 7 月 25 日に「電子帳簿等保存制度特設サイト」というものが開設されました。内容は、文字情報が多く敬遠したくなる方もいらっしゃるかと思いますが、12 分ほどの動画も用意されていますのでそこだけでも閲覧してみるのもよいかもしれません。

個人的には世間で広く電子帳簿保存が進むことを期待していますが、普及のためのポイントは紙の書類を「スキャナ保存」する工程を誰がいつやって、どこに保存するかという課題をクリアすることだと思っています。